

# 教育貸付けのご案内



年明けは、いよいよ受験シーズン本番です！  
今回は、入学金や授業料など高額な教育資金の一括支払いに利用できる「教育貸付け」のご案内です。

## 対象者

組合員、被扶養者及び被扶養者でない子、孫、兄弟姉妹

## 対象教育機関

学校教育法に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）、高等専門学校、大学（短大・大学院）、専修学校及び各種学校  
またはそれに準ずる外国の教育機関（修学年限が1年以上である教育機関に3か月以上修学）

## 対象費用

貸付日から概ね1年以内（入学する学校の修学年度ごと）に必要な下記の費用。  
●対象教育機関に入学または修学するための資金（入学金、授業料、（購入が必須である）制服代や教材費等）（※）カリキュラム上必須である短期留学やホームステイの費用も対象となります。  
●通学のため必要となる下宿代等の家賃や引越代、交通費（通学定期券代など）等  
●償還中である民間金融機関などの教育ローンからの借換え費用（対象教育機関に在学中のみ受け付けいたします。残高証明書を添付してください。）▶なお、教育カードローンからの借換えはできません。

## 貸付限度額

550万円（貸付額は、必要額以内の10万円未満を切り捨てた額となります。）

## 償還回数

毎月250回以内（毎月の給与からの控除となります。）  
ボーナス41回以内（100万円以上の借入れの場合は、ボーナス併用償還ができます。貸付金額の2分の1以内で50万円単位です。）  
（※）退職までの期間に関係なく償還回数を設定できます。退職時に未償還元金が残っている場合は、退職手当から全額控除します。

## その他

- 団体信用生命保険について** 万が一のときに安心な「団体信用生命保険」に加入できます。加入希望の場合は、申込書を貸付担当に請求してください。
- 借換えについて** 授業料等の支払期日に合わせて、償還中にその都度、借換えをすることができます。

## Q & A

### Q1 子どもが私立中学に合格しました。入学時に3年間分の学費の貸付けを受けられますか？

**A1** 教育貸付けの対象は、当該年度にかかる資金が対象となりますので、1年次に必要となる費用のみになります。2年次以降の教育資金は、支払期日に合わせて、その都度借換えができます。



### Q2 1年浪人することになり予備校へ通うことになりましたが、予備校の授業料も対象となりますか？

**A2** 学校教育法で規定する専修学校で、修業年数が1年以上ある予備校であれば教育貸付けの対象となります。ただし、長期休暇期間中の集中講習や単科講座のみを受講する場合は教育貸付けの対象とならないので、一般貸付けをご利用ください。

### Q3 入学試験のための受験料・旅費・宿泊費は対象となりますか？

**A3** 教育貸付けは、入学または修学するための費用が対象となります。入学の前段階である受験に伴う費用については対象外となりますので、一般貸付けをご利用ください。

### Q4 部活やサークル活動などにかかる費用は貸付けの対象となりますか？

**A4** 通常、部活やサークルの加入は任意であるため、教育貸付けの対象となりませんので、一般貸付けをご利用ください。ただし、スポーツ推薦など部活に加入することが義務付けられている場合は教育貸付けの対象となります。対象となる費用は道具代、遠征にかかる費用等です。

利率 **年1.32%**

（令和5年12月末現在）

## 繰上償還の手続きのご案内

### ●今年度の受付日程

第9回（令和5年度最終回）

申込受付期間	納付期限	給与控除最終月
12月11日（月）-1月10日（水）	2月14日（水）	2月

種別	繰上償還	
	全額繰上償還	一部繰上償還
繰上金額	未償還元金 の全額	毎月償還のみ ボーナス併用償還 10万円以上 20万円以上

繰上償還は、元金の償還に充てられますので、その分の利息軽減効果があります。繰上償還に係る手数料はありません。  
一部繰上償還により、償還回数を減らして償還を早く終わらせたり、償還回数を変えずに毎月の償還額を減らすことも可能です。  
なお、繰上償還は、給与控除や口座引き落としはできませんので、貸付担当から送付する振込依頼書によりお振込ください。  
※みずほ銀行窓口からの振込は、振込手数料がかかります。  
※ネットバンキングからの振込はできません。



### ●申込手順

- 1 公立学校共済組合東京支部ホームページから繰上償還申出書（全額または一部）をダウンロードする。
- 2 必要事項を記入し、所属事務担当者へ提出する。  
※未償還元金は、償還表の納付月の金額を確認してください。その他不明な点は、借受人から貸付担当にお問合せください。
- 3 貸付担当へ交換便などで送付する。  
【毎月10日必着（土日祝日の場合は、その前日）】
- 4 貸付担当から振込依頼書を翌月初旬に所属所へ交換便などで送付する。
- 5 借受人は、毎月14日の納付期限までに、送付された振込依頼書で銀行から納付する。
- 6 最終控除月の給料控除で償還完了となる。納付月の翌月に償還完了通知書および借用証書を所属所へ交換便などで送付する。

## 退職・異動（転出）に伴う退職手当からの控除とその手続きについて



### Q1 退職時に未償還金がある場合は、どのようになりますか？

**A1** 退職手当から全額控除します。

### Q2 退職手当から控除される未償還金額は、何をみれば確認できますか？

**A2** 平成30年1月の利率改定時に配布した償還表（その後に申込みや借換え等を行った方は、決定時に配布の償還表）で確認できます。償還表の「2024年3月」未償還元金の欄の金額に、退職手当が支給される月までの月当たりの利息を加えた金額となります。

### Q3 退職手当から未償還金を控除する場合の手続きは必要ですか？

**A3** 教育庁人事部の教職員給与システム電算内組合員（小・中・都立学校および学校経営支援センターの教職員、ならびに教育庁および各事業所の指導主事）の方は、手続きの必要はありません。  
◎ただし、下記のいずれかに該当する方は、別途手続きが必要になります。2月中旬に所属所宛てに退職・異動（転出）に関する調査を行いますので、所属所の事務担当者にお申出ください。

- ①退職手当から未償還元金の全額が控除できないと見込まれる場合（退職手当よりも未償還元金が多い等）
- ②区立幼稚園、東京都立大学法人、関東中央病院および公立学校共済組合本部・東京支部に勤務している方が、退職または異動する場合
- ③東京都職員共済組合の貸付金を償還している方（徴収嘱託者）が、異動または退職する場合
- ④都を退職して道府県（他支部）で引き続き採用される場合  
都の在職年数が道府県（他支部）の在職年数に通算され、都の退職手当が不支給の方は、貸付金移管により転出先の支部で償還を継続できます。
- ⑤東京都職員共済組合または東京都町村職員共済組合へ転出する場合  
即時償還となります。ただし、「徴収嘱託願」を提出していただくことにより、徴収嘱託制度を利用できます。
- ⑥文部科学共済組合等、国家公務員の共済組合へ転出する場合  
即時償還となります。ただし、退職により国へ異動転出し退職手当が支給されない場合で、団体信用生命保険（住宅・教育）に加入している方は、東京支部で引き続き償還ができます。

### Q4 退職手当から未償還金が控除された後に通知はありますか？

**A4** 4月支給の退職手当から控除されたときは、5月末頃、退職時の所属所を経由して貸付借用証書を返却します。

### Q5 定年引上げに伴い、60歳に達した後も、定年退職までの間は償還が続くのですか？

**A5** 60歳以降も定年退職までは償還が続きます。退職手当の支給時に退職手当から未償還元金を全額控除します。

### Q6 定年が引き上げられましたが、定年前に退職し定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務します。償還を続けることはできますか？

**A6** 引き続き再任用等で勤務する場合でも、退職手当が支給される時点で退職手当から未償還元金を全額控除しますので、償還を続けることはできません。

ご不明な点は、貸付担当にお問合せください。

問合せ先 給付貸付課貸付担当 | ☎ 03-5320-6823